

満75歳以上の方へ 敬老祝金のお知らせ

町では、毎年9月に満75歳以上の方への敬老と長寿を祝福し、福祉向上に寄与することを目的として敬老祝金を給付しています。対象となる方は、本年9月1日現在で引き続き1年以上寄居町に住所を有する満75歳以上の方です。給付方法は、金融機関口座への振り込みとなります。

本年度から新たに対象となる方については、7月に口座振込依頼書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、ご返送いただくか直接健康福祉課へ提出してください。

また、既に対象となっている方で振込先を変更したい場合は、口座振込依頼書を再度提出する必要がありますので、ご連絡をお願いします。

なお、敬老祝金の振り込みは10月上旬を予定していますが、口座振込依頼書の提出が遅れたり内容に不備があったりすると、振り込みが遅くなる場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123・124）へ。

〈敬老祝金給付額〉

満75歳から満79歳までの方 (昭和9年9月3日～昭和14年9月2日に生まれた方)	5,000円
満80歳から満84歳までの方 (昭和4年9月3日～昭和9年9月2日に生まれた方)	7,000円
満85歳以上の方 (昭和4年9月2日以前に生まれた方)	10,000円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届(所得状況届)の提出について

児童扶養手当と特別児童扶養手当を受けている方には、7月末に手続きの案内等を郵送しますので、世帯全員の住民票等、所定の書類を添付して、現況届(所得状況届)を子育て支援課へ提出してください。この届け出は、毎年8月に受給者の所得や養育状況を把握するためのもので、提出しない場合は8月分からの手当が受けられなくなります。継続して手当を受けられる方は、早めの手続きをお願いします。

■集中受付日

8月14日(木)午前9時～午後5時 役場4階402会議室
※なお、8月15日(金)からは子育て支援課で受け付けます。

■手当の支給予定月(8月～11月の4カ月分)

- ・児童扶養手当／12月
- ・特別児童扶養手当／11月

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線252)へ。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく！

両給付金の申請受付を開始していますので、9月30日(火)(必着)までに申請書の提出をお願いします。対象であるにも関わらず申請書が送られていない方や紛失された方は、担当へお問い合わせください。支給要件等については本誌6月号や町公式ホームページ、厚生労働省のホームページ(<http://www.2kyufu.jp/>)をご確認ください。

問い合わせ／臨時福祉給付金：健康福祉課臨時福祉給付金担当(☎581・2121内線126・127)、子育て世帯臨時特例給付金：子育て支援課(☎581・2121内線251)へ。

命をささえるボランティア 献血協力者を表彰します！ 9月12日(金)までに申請を！

寄居町公衆衛生連絡協議会と町では、毎年合同表彰式(11月15日(土)を予定)で献血協力者を表彰しています。今年度も次の3つの要件すべてに該当される方を申請により表彰します。

- 1 寄居町に住民票がある方
- 2 平成26年3月31日までに献血回数が10回に達した方
- 3 今までに献血協力者として、町の表彰を受けたことがない方

申請方法／生活環境課に備え付けの申請用紙、または手持ちの用紙に「献血協力者表彰申請書」と書いて、「行政区名・住所・氏名(住民票のとおり)・フリガナ・生年月日・電話番号」を記入のうえ、「献血手帳、または献血カードのコピー」を添えて直接、または郵送提出してください。

提出先・問い合わせ／生活環境課(〒369-1292大字寄居1180-1、☎581・2121内線222)へ。

ご協力ください “愛の募金”

寄居地区更生保護女性会(峯岸佳子会長)では、毎年7月に「社会を明るくする運動」強調月間の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は、昭和35年から実施しているもので、町内では更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組んでおり、平成25年度には約48万円のご協力をいただきました。

この募金は、一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ／峯岸佳子さん(☎581・1377)へ。

実施します！

平成26年 全国消費実態調査

総務省では、平成26年全国消費実態調査を実施します。この調査は、国民の生活実態を家計の所得・消費・資産の3つの側面から総合的に把握することを目的として、家計の収入・支出および貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を5年ごとに調査しています。調査結果は、介護・年金等社会保障政策の検討などの基礎資料として利用されます。

調査地域の中から全国で約56,400世帯が対象世帯として抽出され、対象となった世帯には「統計調査員証」を携帯した調査員が伺います。不在の場合は連絡メモ等を郵便受けに入れ、調査のお願いをします。皆さんの調査へのご理解とご協力をお願いします。

配布・回収時期／

調査票の種類	配布時期	回収時期
世帯票	8月下旬	9月上旬
家計簿	8月下旬、9月下旬、10月下旬	10月上旬、11月上旬、12月上旬
耐久財等調査票	10月下旬	11月上旬
年収・貯蓄等調査票	11月下旬	12月上旬



その他／調査票に記入していただいた内容は『統計法』で定められている利用目的以外(徴税資料等)に使用することは絶対にありませんので、安心してご提出ください。

問い合わせ／企画課(☎581・2121内線363)へ。

テレビや新聞では、毎日のように事件が報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためにはどうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して、過ちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりもまた、とても大切なことです。

「社会を明るくする運動」は法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとに、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で64回目を迎えます。運動の副題に「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えることにより、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。

昨年引き続き、今年の重点事項は「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」、「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」です。犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会の温かい心が必要で、また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになるのです。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問や街頭広報活動などが行われます。

安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

問い合わせ／健康福祉課(☎581・2121内線121)へ。

7月は
「社会を明るくする運動」
の強調月間です



第64回「社会を明るくする運動」広報ポスター